

釧路公立大学附属図書館規程

(昭和 63 年 4 月 1 日 訓令 第 5 号)

改正 平成 5 年 2 月 3 日訓令第 1 号

平成 5 年 12 月 30 日訓令第 4 号

平成 11 年 6 月 2 日訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、釧路公立大学学則(昭和 63 年釧路公立大学事務組合規則第 2 号)第 3 条の規定に基づき、釧路公立大学附属図書館(以下「図書館」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、本学における教育及び研究に必要な図書、記録、視聴覚資料その他の図書館資料を収集、管理し、職員並びに学生の利用に供することを目的とする。

(附属図書館長)

第 3 条 図書館に附属図書館長(以下「館長」という。)を置く。

- 2 館長は、図書館に関することを統括する。
- 3 館長の選考は、別に定める。

(事務)

第 4 条 図書館に事務職員を置く。

- 2 事務職員については、釧路公立大学事務組合事務局規則(昭和 62 年釧路公立大学事務組合規則第 3 号)の定めるところによる。

(図書館運営委員会)

第 5 条 図書館の運営に関する事項を審議するため、図書館運営委員会を(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会については、別に定める。

(図書館の利用)

第 6 条 図書館の利用については、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 2 月 3 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 5 年 2 月 3 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 30 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 5 年 12 月 30 日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 2 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 11 年 6 月 2 日から施行する。